国勢調査の概要

- ◆国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、大正9年(1920年)以来5年ごとに実施しています。
- ◆国勢調査の結果は、選挙区の画定、議員定数の基準、地方交付税交付金の算定の 根拠となるなど、民主主義の基盤を成す統計を提供しています。
- また、国民の生活設計、企業の事業計画、学術研究機関の実証研究など、社会経済の発展を支える基盤となる統計を提供します。
- ◆国勢調査の結果は、個人・世帯を調査対象として社会経済の実態をとらえる標本 調査の標本抽出のために活用され、公的統計の体系整備に不可欠な情報を提供して います。

調査の沿革(

回数	調査年	国勢調査のトピックス	人口(万人)	世相
第1回	大正9年 (<u>1920年</u>)	第1回国勢調査	5596	「 「第1回国際連盟総会、初のメーデー 」
第7回	昭和25年 (1950年)	戦後初めての国勢調査	8411	朝鮮戦争勃発、公職選挙法公布
第11回	昭和45年 (1970年)	人口1億人突破	1億467	▼
第16回	 平成7年 (1995年)	生産年齢人口(15~64歳) がピーク	1億2557	PHSサービス開始、対ドル相場史上最安値
第18回	平成17年 (<u>2005年)</u>	国勢調査人口のピーク	1億2777	T
第19回	平成22年(2010年)10月1日に実施			

国勢とは

'国勢'は'国の情勢'の意味

※明治29年(1896年)3月に議決された衆議院「国勢調査執行建議」及び貴族院「国勢調査ニ関スル建議」から 国勢調査ハ全国人民ノ現状即チ男女年齢職業…略… 家別人別ニ就キ精細ニ現実ノ状況ヲ調査スルモノニ シテータビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌 上ニ見ルヲ得ベシ,…

法的根拠

「統計法」(我が国の統計に関する 基本法) に5年ごとの実施を規定

- ・旧統計法は、昭和22年公布
- ・新統計法は、平成19年5月公布

<統計法>

第5条第2項 総務大臣は、前項に規定する全数 調査(以下「国勢調査」という。)を十年ごと に行い、国勢統計を作成しなければならない。 ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に 当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、 国勢統計を作成するものとする。

調査期日

10月1日午前零時現在

※調査期日は、南北に細長い日本列島の気候風土、風俗習慣、人々の 経済活動などを勘案して定められています。また、4月から始まる 会計年度の中央日であることなど、行政上の利用にも配慮されたも のとなっています。

調査対象

我が国に常住するすべての人 (外国人を含む)

注)統計法によって、個人情報が厳格 に保護されており、また、すべて の人に報告義務 ※平成17年国勢調査の調査票枚数は約7,700万枚で、 上に重ねると、富士山の約3倍(2.61倍)となります。

主な調査項目

男女の別、出生の年月、5年前の住居の所在地就業状態、従業地・通学地、住居の種類 など

注) 西暦の末尾が0の年に大規模調査、 5の年に簡易調査を実施。 (両者の違いは調査事項数) ※諸外国の調査項目

アメリカ (2000年) :53項目

(うちショートフォーム:7項目)

(キ*リス(2001年) : 40項目 (49リア (2001年) : 76項目 オーストラリア(2006年) : 61項目 韓国(2005年) : 44項目

(うちショートフォーム:21項目)

調査の流れ

総務省一都道府県一市町村一指導員一調査員一世帯

注) 指導員及び調査員は、総務大臣が任命する非常勤の 国家公務員 ※平成17年国勢調査では、

指導員:約9万人、調查員:約83万人

結果の利用状況

o法定人口としての利用

: 衆議院小選挙区の画定の基準、都道府県・市町村議会の議員定数の基準、地方交付税の交付金算定の基準 など

o行政施策の基礎資料としての利用

:福祉政策、生活環境整備、防災対策等の国・地方公共団体における様々な施策の実施 や計画の策定 など

o学術、教育、民間など広範な分野で利用

: 人口学、経済学等の学術研究、人口の将来推計、小・中学校等の教育用資料 企業の 需要予測や店舗等の立地計画 など